判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	6		担当課	農業経済課
法令名	民間公益活動を促進するため の休眠預金等に係る資金の活 用に関する法律施行規則	根拠条項	4 - 6	不利益処分の種	鱗	預金等に係る	5異動の認可の取消し

1 根拠規定

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則第4条第6項 行政庁は、法第2条第4項第2号の認可を受けた事由が前項各号に掲げる基準のいずれかに該当しなくなった と認めるとき、又は次項の認可の全部又は一部の取消しの申請があったときは、その認可の全部又は一部を取り 消すことができる。

- ・民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第2条第4項 この法律において「異動」とは、預金等に係る次に掲げる事由をいう。
- (1) 当該預金等に係る預金者等その他の主務省令で定める者が当該預金等を利用する意思を表示したものと認められる事由として主務省令で定める事由
- (2) 前号に掲げる事由に準ずるものとして主務省令で定める事由のうち、当該預金等に係る金融機関が、この法律に基づく業務を円滑に実施するため同号に掲げる事由と同様に取り扱うことが必要かつ適当なものとして、主務省令で定めるところにより、行政庁の認可を受けた事由

2 審査基準

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則第4条第5項 行政庁は 前項の認可の申請があったときは その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するもの とする。

- (1) 特定の預金者等に係る預金等について、他の同種の預金等と異なる取扱いをするものでないこと。
- (2) 前項の金融機関の業務の体制その他の事情に照らし、前項第1号の事由を法第2条第4項第2号の規定により同項第1号に掲げる事由と同様に取り扱うことにより、当該金融機関が法に基づく業務を円滑に実施することができると認められること。
- (3) 前項第3号の開示が適切にされること。
- ・民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則第4条第4項 金融機関は、法第2条第4項第2号の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を 行政庁に提出しなければならない。
 - (1) 前項各号に掲げる事由のうち、認可を受けようとする事由
 - (2) 前号の事由について認可を必要とする理由
 - (3) 第1号の事由の預金者等への開示の方法